

平成26年11月  
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成26年11月7日 開会

平成26年11月7日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

# 平成26年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

## 目次

### ○会議録 [11月7日(金)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 議長の選挙	4
日程第5 議案第9号から議案第13号まで一括議題 (平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出 決算の認定について他4件)	5
閉会	12

平成26年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成26年11月7日

開会 午後2時25分

閉会 午後2時52分

平成26年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 平成26年11月7日（金曜日）

招集場所 広域連合議会議場（滋賀県庁北新館3階）

会議に出席した議員（18名）

1番 越 直 美	2番 大久保 貴
3番 藤 井 勇 治	4番 富士谷 英 正
5番 善 利 健 次	6番 宮 本 和 宏
7番 野 村 昌 弘	8番 正 木 仙 治 郎
9番 山 仲 善 彰	10番 谷 畑 英 吾
11番 福 井 正 明	12番 小 椋 正 清
13番 平 尾 道 雄	14番 平 尾 義 明
15番 竹 山 秀 雄	17番 村 西 康 弘
18番 北 川 豊 昭	19番 久 保 久 良

会議に欠席した議員（1名）

16番 宇 野 一 雄

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 橋 川 涉	副広域連合長 伊 藤 定 勉
副広域連合長 古 川 源 二 郎	代表監査委員 内 堀 喜 代 治
事務局 長 松 井 繁 夫	事務局 次 長 竹 元 豊 一
業 務 課 長 前 川 学	

職務のため出席した者の職氏名

書 記 大 石 教 夫	書 記 井 口 明 洋
-------------	-------------

## 議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長の選挙
- 第 5 議案第 9 号から議案第 13 号  
(平成 25 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出  
決算の認定について他 4 件)

## 会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議長の選挙
- 日程第 5 議案第 9 号から議案第 13 号  
(平成 25 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出  
決算の認定について他 4 件)

## 議事の経過

開会 午後2時25分

(開会 開議)

○副議長（竹山秀雄君） ただいまから、平成26年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は18名、欠席議員は1名、欠席議員は、宇野一雄議員であります。

また、平成26年3月4日、伊藤定勉議員から議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条の規定に基づき、同日付で議長においてこれを許可しましたので、ご報告いたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配布いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第1)

○副議長（竹山秀雄君） 日程第1、議席の指定を行ないます。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第5条第2項の規定により、指定いたします。

藤井勇治議員は、3番に指定いたします。

富士谷英正議員は、4番に指定いたします。

善利健次議員は、5番に指定いたします。

宇野一雄議員は、16番に指定いたします。

村西康弘議員は、17番に指定いたします。

(日程第2)

○副議長（竹山秀雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、17番 村西康弘議員、18番 北川豊昭議員を指名いたします。

(日程第3)

○副議長（竹山秀雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（竹山秀雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間で決定いたしました。

（日程第4）

日程第4、これより議長の選挙を行ないます。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（竹山秀雄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（竹山秀雄君） 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長に、藤井勇治議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました、藤井勇治議員を滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（竹山秀雄君） 異議なしと認めます。

よって、藤井勇治議員が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

藤井勇治議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

藤井議員、登壇の上、就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（藤井勇治君） ただいま、議員各位のご推挙をいただき、議長にご選任をいただきました、藤井でございます。

議長に就任するに際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

高齢化の進展や医療の高度化により医療費が増大する中、現在、国の社会保障審議会等で、医療制度の改革について議論をされているところでございますが、後期高齢者医療制度については、当面、制度の大枠は継続される見込みとなっております。

今後とも、被保険者の皆さんが健康に生活できるよう、また、必要なときに安心して医療が受けられるよう、後期高齢者医療制度の安定的な運営が求められているところであり、議長という重責をお預かりする責任の重さを痛感いたしております。

この上は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の活発かつ円滑な運営に努めてまいり所存でございますので、皆さまのご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（竹山秀雄君） ありがとうございます。

議長が決定いたしましたので、議長席を交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

藤井議長、議長席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

自席でそのままお待ちいただきたいと思います。

（議長交代）

（午後2時32分 休憩）

（午後2時33分 再開）

（日程第5）

○議長（藤井勇治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第9号から議案第13号までを、一括議案といたします。

書記より議件を朗読させます。



○書記（大石教夫君） 議件を朗読いたします。

議案第9号平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号平成26年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第12号平成26年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第13号滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて。

以上です。

○議長（藤井勇治君） 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長。

○広域連合長（橋川渉君） 本日、議員各位のご参集をいただき、平成26年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いただき、議案の審議をお願いするに当たりまして、その概要を説明させていただきますとともに、諸般の報告をさせていただきます。

まず、高齢者医療制度の見直しを巡る国の動向について申し上げます。

昨年12月に、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が公布・施行され、持続可能な医療保険制度等を構築するため、現在、国の社会保障審議会等で、国民健康保険の保険者、運営の在り方など、必要な事項について議論が進められており、平成29年度までには順次必要な見直しが行われることになっております。

これらの実施状況を踏まえて、必要に応じ高齢者医療制度の在り方についても、見直しに向けた検討を行なうこととされておりますが、昨今、後期高齢者医療の低所得者に対する保険料の特例軽減措置について、平成28年度以降、段階的に見直すといった報道もなされておりますことから、当広域連合といたしましては、被保険者の方々が安心して必要なときに必要な医療を受けていただけるよう、引き続き国の動向を注視するとともに、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に要望を行なうなど、適時、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、医療費の動向について申し上げます。

本年8月に厚生労働省が発表しました平成25年度の概算医療費は、39.3兆円、対前年度比2.2%増であり、うち、後期高齢者の医療費は14.2兆円、対前年度比3.7%増で、全体医療費の約36%を占めております。

厚生労働省は、医療費総額の伸びが前年度に引き続いて比較的低くなった原因は、よく分からないとしていますが、医療費総額の伸びが抑えられている直接的な要因といたしましては、平均在院日数の短縮などに伴う延べ患者数の減少が大きいと説明しています。

一方、本県の後期高齢者の平成25年度医療費は、前年度に比べ47億5,800万円増の1,401億9,000万円で、その伸び率は3.51%となり、全国と同じような傾向を示しております。

また、平成24、25年度の第3期保険料期間につきましては、平成24年度保険給付額が対前年度比2.8%増、平成25年度保険給付費が対前年度比3.58%増であり、第2期の平成22年度7.34%、及び平成23年度4.46%と比較しますと、比較的落ち着いた結果となりました。

こうした中、当広域連合では、財政の安定運営に努めました結果、第3期保険料期間の決算といたしましては、歳入総額は2,561億5,800万円、歳出総額は2,553億1,800万円、歳入歳出差引額は8億4,000万円となりました。

なお、平成26年度につきましては、第4期保険料期間の1年目がスタートし、既に半年以上が経過しておりますが、これまでのところ、医療費は当初見込みの対前年度比伸び率、3.82%の範囲内で推移しております。

しかしながら、後期高齢者の医療費は、高齢化の進展と医療の高度化により年々増加の一途をたどっていることから、引き続き、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、健康づくりの取り組みについて申し上げます。

当広域連合では、高齢者の方々が住み慣れた地域で、健康で生き生きと暮らしていただけるよう、これまで市町の皆さまと連携しながら、保健事業にも積極的に取り組んでまいりました。

特に、高齢者の死因の第3位である肺炎については、高齢者になってからでもできる発症及び重症化予防策として、肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業を実施し、本年9月

末までに、約3万3,000人の方にワクチンを接種していただきました。当該事業は、本年10月からの定期接種化に伴い、9月末をもって終了いたしました。定期接種化実現へ一定の貢献を果たせたものと考えております。

また、本年度中には、健康・医療情報を活用した保健事業実施計画（いわゆるデータヘルス計画）を策定、推進することとしており、市町で実施されている保健事業や介護予防事業などとも連携を図りながら、高齢者の健康寿命の延伸と医療費の適正化に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております議案の概要につきまして、ご説明いたします。

まず、議案第9号及び議案第10号は、一般会計及び後期高齢者医療特別会計の平成25年度決算について認定を求めようとするものでございます。

一般会計歳入歳出決算では、歳入額が1億7,340万7,009円に対して、歳出額が1億6,295万1,417円であり、歳入歳出差引額は、1,045万5,592円の剰余となっております。

次に、特別会計歳入歳出決算では、歳入額が1,395億730万9,699円に対して、歳出額が1,338億5,653万5,056円であり、歳入歳出差引額は、56億5,077万4,643円の剰余となっております。

なお、平成25年度広域連合決算審査にあたりましては、監査委員から「被保険者及び鍼灸・マッサージ等の施術所に不当利得の返還請求を行なう中で、556万円の未収金が発生しているが、公平性の確保を図るためにも、債権管理の適正化を図る方策を検討するとともに、当該未収金について、個別案件を把握した上で、適切な方法により債権回収に努められたい。」とのご意見をいただいております。それに対応してまいります。

当広域連合といたしましては、平成25年7月の厚生労働省からの通知に基づき、平成20年度から平成24年度までの未調定分を、平成25年度に一括調定を行なうとともに、平成25年度からは事前調定による事務処理を励行しております。

また、公平性の確保と適正な債権管理の観点から、債権管理要綱を制定の上、債権回収に努めてまいる所存でございます。

次に、平成26年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算について申し上げます。

先ほどご説明いたしました、平成25年度の決算に基づき、その剰余金を受け入れるとともに、必要な予算措置を講じようとするものでございます。

まず、議案第11号の一般会計補正予算は、845万6千円を増額するものでございます。その内訳は、平成25年度の国庫支出金及び市町負担金の精算に伴う返還金としまして845万6千円を増額を計上いたしております。

次に、議案第12号の特別会計補正予算は、36億6,828万1千円を増額するものでございます。その内訳は、平成25年度の国、県、支払基金及び市町の負担金の精算に伴う返還金としまして、30億8,021万5千円を増額、また、平成20年度から平成23年度における負担割合相違の訂正に伴う国、県、支払基金及び市町の負担金の精算に伴う返還金としまして、660万3千円を増額、及び給付費準備基金への積み立てに要する経費、5億8,146万3千円を計上いたしております。

なお、「平成20年度から平成23年度の負担割合相違に係る精算につきましては、被保険者の所得が遡って更正されたことなどにより、医療受診時における1割自己負担と、現役並みの3割自己負担の区分が変更になったものに係る、自己負担以外の国庫負担金等の財源構成が正しく算定されてない。」との、会計検査院の指摘及び厚生労働省からの指示に基づき、精算をお願いするものでございます。

次に、議案第13号は人事案件でございまして、滋賀県後期高齢者医療広域連合発足時から代表監査委員を務めていただいております内堀喜代治監査委員から、11月30日をもって退職願いが提出されましたので、その後任として、若林忠彦氏を監査委員として選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上、5件の議案につきましてご審議いただき、適正なる議決を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（藤井勇治君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第9号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第9号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第9号「平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君）ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり認定をされました。

次に、議案第10号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第10号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第10号「平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君）ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり認定をされました。

次に、議案第11号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第11号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第11号「平成26年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第12号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第12号「平成26年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第13号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第13号「滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求め

ることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君）ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成26年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時52分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成26年11月7日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

藤井 勇 治

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長

竹 山 秀 雄

署 名 議 員

村 西 康 弘

署 名 議 員

北 川 豊 昭